

栃木県造林補助事業竣工検査要領

昭和53年 4月21日制定

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 栃木県造林補助事業実施要領（昭和48年8月18日付け造林第118号林務観光部長通知。以下「実施要領」という。）第9に規定する竣工検査（以下「検査」という。）は、栃木県造林補助事業実施要領の運用（令和元年7月1日付け林木産第319号林業木材産業課長通知。）、栃木県環境森林部補助事業検査要領（平成6年4月1日制定）、栃木県造林補助事業実施基準（令和元年6月27日付け林木産第277号林業木材産業課通知。以下「実施基準」という。）及び栃木県造林補助事業における森林作業道整備実施基準（令和2年6月1日付け林木産第212号林業木材産業課長通知。）によるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

(検査員)

第2条 検査は、申請のあった施行地を所管する環境森林事務所及び矢板森林管理事務所の職員の中から、環境森林事務所長及び矢板森林管理事務所長（以下「所長」という。）が命ずる職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 現地確認を行う場合は、その信頼性を確保するため、検査を補助する者を含めて2名以上の体制により実施するものとする。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったと判断できる場合は、1名体制による検査も可とする。

(検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地1か所ごとに行うものとする。

(検査の計画と通知)

第4条 所長は、提出された造林事業補助金交付申請書に基づき、様式1-1の竣工検査計画を立て、様式1-2により事業主体又は代理申請者に通知するものとする。

また、併せて事業主体若しくは代理申請者又はそれらの代理人の立ち会いを求めるものとする。

2 実施要領第8の2の事前竣工（中間）確認の申請があり、その内容が適正と認められる場合には、造林事業補助金交付申請書の提出に先行して現地確認を実施し、後日交付申請に基づき実施する検査の結果と併せて、合否を判定できるものとする。

(検査の認定)

第5条 検査の結果、1施行地の全部又は一部が第8条に定める要件に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不適合である旨を申請者に連絡するものとする。

2 前項の規定により竣工と認めない施行地で一定期間（ただし、当該年度内に限る。）に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

3 当該年度内に手直しが不可能なもので、翌年度に手直しを行ったものについては、翌年度補助対象とし、新規の申請扱いとする。

(復 命)

第6条 検査員は、施行地の竣工を認めたときは、検査結果について様式2の検査調書

を作成し、様式 3 の検査復命書に添付して復命するものとする。

(検査調書の保存)

第 7 条 検査調書及びこれらに類する書類等は、検査復命書及び申請書等とともに事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。なお、検査調書等のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 2 章 検査

第 1 節 共通事項

(検査の趣旨)

第 8 条 検査は、実施要領別表 1、別表 2 及び別表 3 に定める書類により、その内容が実施要領等に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行うものとする。書類により確認できない事項は、現地確認を行う。ただし、実施要領別表 1 のキのオルソ画像等が添付された申請の場合は、第 12 条から第 14 条まで及び第 23 条から第 31 条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地確認を省略できる。

なお、現地確認は、施行地の面積又は延長を実測により確認するとともに、竣工状況が実施基準及び栃木県森林作業道作設指針（平成 23 年 6 月 17 日付け環境森林政策課長通知。）に規定する構造及び規格に合致しているか確認することを旨として行うものとする。

(GIS 等の活用)

第 9 条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という）等を GIS 等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS 等で管理し活用できる情報について以下「GIS 等登録情報」という）。

2 GIS 等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等に GIS 等登録情報を利用する。

(単位)

第 10 条 検査に使用する単位は表 1 のとおりとする。

表 1

項目	単位	
面積	h a	小数点以下 3 位を四捨五入して 2 位止め
角度	度	小数点以下を四捨五入して単位止め
延長	m	小数点以下 2 位を四捨五入して 1 位止め
本数	本	単位止め
枚数	枚	単位止め

(森林所有者及び施行地の地番の確認)

第 11 条 施行地の森林所有者及び地番を森林簿等により確認するものとする。また、補助金交付申請書ごとに、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出し

た1人以上の森林所有者に対して、確認をするものとする。

(施行地の区域確認)

第12条 施行地の外周は、次の区域に設定する。

- ① 人工造林については、原則として外側の植栽木から2mの範囲内であって、かつ地拵が完了している区域
- ② その他の作業種については、原則として作業と一体として取り扱う樹木を包括する森林の区域

(除地)

第13条 施行地内において、次に該当する区域については除地とし、1カ所の面積が0.01ha以上ある場合は、施行面積から差し引くものとする。

- ① 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る既設の森林作業道敷除面積は、原則として幅員×延長で算出することとし、森林作業道台帳及び森林作業道補助金交付申請時の測量図又は地図情報を基に算出する。
 - ② 植栽が不可能な沢、岩石地、荒廃地等の区域
 - ③ 施行地として認めることが不適当な区域
- 2 施行地内において、0.01ha未満の除地を数カ所合わせて0.01haとなるものは除地としない。
- 3 広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保存することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第14条 面積の確認は、次のとおり申請面積を実測図と照査して行うものとする。

- ① 空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。
 - ② 1施行地に標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合又は混植されている場合は、現地検査で確認した植栽本数又は使用した苗木数から算出した本数比により植栽面積を確認するものとする。
- 2 第9条2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下3～5のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
- 3 コンパス等による測量の場合は、次のとおりとする。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100、第27条表2の規格値又は第30条表3の規格値とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- ① 1ha以上の施行地にあつては、3カ所以上の測線（又は対角線）及び方位角、高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認するものとする。
 - ② 1ha未満の施行地にあつては、主要な測線又は対角線1カ所以上を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認するものとする。
 - ③ 構造物及び森林作業道については、第27条表2又は第30条表3の検査密度とする。
- 4 GNSS等による測量の場合は、2箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は座標値3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

- 5 オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 6 第3、第4及び第5項による結果が、測量の誤差の限度（方位角及び高低角各2度、距離5/100、第27条表2の規格値又は第30条表3の規格値）を越えるときは、再測量を命じることができるものとする。

（使用資材の確認）

第15条 使用資材について、購買伝票等により資材の数量（苗木については樹種及び数量）を確認するものとし、確認のできないものについては、現地検査により確認するものとする。

（林齢、施業間隔及び重複申請の確認）

第16条 林齢の確認については、森林簿等により確認するものとする。

- 2 除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業の施行地については、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年間に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことをGIS等により確認するものとする。
- 3 人工造林等について、同一施行地を誤って複数回申請することのないよう、上記と同様に施業間隔の確認を行うものとする。

（実行経費の確認）

第17条 市町が請負に付して実行した事業及び被害森林整備のうち森林保全再生整備を実施した場合は、実行経費について実施要領別表1に定める書類により確認するものとする。

- 2 森林作業道整備にあつて、市町が請負に付して実行した事業及び標準単価が適用できない区間がある場合には、実行経費について設計図書及び請負契約書等により確認するものとする。

（事業主体等に関する要件の確認）

第18条 次の場合においては、事業主体に関する要件について実施要領別表1及び別表2に定める書類にて確認するものとする。なお、森林経営計画に基づく事業内容の申請については、市町長等の森林経営計画の認定者が保有する当該計画を基に確認を行うものとする。

- ① 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全要領」という。）別表4の森林環境保全直接支援事業の(1)のA及び(2)に係る申請の場合
 - ② 環境保全要領第1の1の(2)ア～エ)の事業に係る申請の場合
 - ③ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合
 - ④ 事業主体が森林所有者でない場合
 - ⑤ 分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施するものである場合
- 2 代理申請が行われた場合については、事業主体からの委任等を、実施要領別表1のソの書類にて確認するものとする。
 - 3 事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、実施要領別表1のヌを確認するものとする。

- 4 契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者の自筆署名であることを確認するものとする。(ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。)

(社会保険料等に係る加入状況の確認)

第19条 施行地における現場労働者の社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、実施要領別表1のクの社会保険等の加入状況調査表と保険料の加入を証明する書類により確認するものとする。

(現場監督状況の確認)

第20条 施行地における現場労働者が事業主体以外の者である場合については、現場労働者に対する管理・監督の状況の記録を確認するものとする。

(一体的に実施する作業種の確認)

第21条 一体的に実施される作業種について、主たる作業種の実施状況又は実施計画と相違がないか、主たる作業種の補助申請書類、事前計画又は森林経営計画等により確認するものとする。

(検査対象箇所における標準地の設置)

第22条 抽出した施行地において本数を確認する場合は、標準地を設置し、次の方法(以下「本数検査法」という。)のいずれかにより行うものとする。

- ① 施行地内の標準とみなされる任意の場所に、面積0.01haを基準として設定した区域内の全本数を計測する方法
 - ② 施行地内の任意の植列において、植栽木11本分の延長及びその植列に対し直角方向に向かって11列目までの延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法
 - ③ 施行地内の任意の植列において、植栽木(立木及び伐根)10本分の線上及びその植列に対し直角方向に向かって5列目の線上(又は植列5本に対し直角方向に10列)に囲まれた区域内の全本数を計測する方法
- 2 標準地の設置数は、1ha未満の施行地では1カ所以上、1ha以上5ha未満は2カ所以上とし、以後5ha毎に1カ所追加する。

第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林、樹下植栽等の検査)

第23条 人工造林及び樹下植栽等に係る検査のうち、植栽本数、枯損率の確認については次のとおりとする。

- ① 1ha当たりの植栽本数の確認は、本数検査法によって行うものとする。
- ② 1施行地に標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合又は混植されている場合は、本数検査法により標準地内の樹種別植栽本数を把握し、本数比を確認するものとする。
- ③ 枯損率の確認は、次のとおりとする。
 - ア 本数検査法により標準地内の植栽本数、枯損苗の本数を把握し、枯損苗本数/植栽本数により確認するものとする。
 - イ 枯損率が20%未満の場合は、竣工を認めるものとする。
 - ウ 枯損率が20%以上の場合は、竣工と認めないものとし、第7条の規定に基づき

手直しを行ったときは再検査を行うものとする。

- ④ 申請された施行地のうちで、集団的に枯損している部分が 0.01h a 以上ある場合は、その集団枯損の部分の面積を施行面積から控除した面積をもって竣工を認めるものとする。

(枝打ちの検査)

第 24 条 枝打ちに係る検査のうち、実施率の確認については、本数検査法により、標準地内の立木本数、枝打ちの実施本数を把握し、実施本数／立木本数により確認するものとする。

(除伐、保育間伐、間伐、更新伐の検査)

第 25 条 保育間伐、間伐、更新伐に係る検査のうち、伐採率の確認については、本数検査法により、標準地内の立木本数、伐採本数を把握し、伐採本数／(立木本数＋伐採本数)により確認するものとする。

- 2 森林作業道を一体的に整備し、支障木の伐採を間伐の一環として行う場合の伐採率の確認は下記のとおりとするものとする。

① 森林作業道開設に伴う伐採率

(幅員×延長)／施行地面積

② 森林作業道を除いた林地の伐採率

(施行地面積－作業道敷面積)／施行地面積×本数検査法による伐採率

③ 森林作業道支障木を含めた伐採率

①＋②

- 3 除伐において、不良木の淘汰及び不用木の除去状況については本数検査法による検査する。不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、不用木が全て除去されているか確認する。

- 4 保育間伐及び間伐のうち 1 h a 当たりの搬出材積が 10m³ 未満の施行地において、必要に応じて伐採木の全てについて枝払、玉切、片付を実施した施行地については、実施状況について確認するものとする。

- 5 補助対象齢級を超える林分で行った保育間伐については、本数検査法に加え、実施要領別表 1 のケの平均胸高直径調査票に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18 c m 未満であることを確認する。

- 6 間伐、更新伐の伐採木の搬出材積については、実施要領別表 1 のコの搬出材積集計表と入荷伝票(又は検知野帳)又は林内集積場所におけるはい積(又は運搬車両への積込)状況の写真により総合的に確認するものとする。

- 7 侵入竹対策事業により実施する除伐、保育間伐、間伐、更新伐に係る検査のうち、侵入竹対策事業取扱要領(以下、「取扱要領」という。)第 2 に規定する侵入竹の本数に係る要件及び取扱要領第 4 に規定する竹密度の区分の確認については、第 22 条に規定する本数検査法のうち、①の方法により確認するものとする。8 更新伐のうち面的複層林施業により実施する帯状及び群状伐採に係る伐採面積の確認については、伐採幅と伐採延長を計測することにより確認するものとする。

(獣害防止施設等整備の検査)

第 27 条 獣害防止施設等の検査については以下のとおりとする。

① 忌避剤

本数検査法により標準地内の処理本数を把握し、1 h a 当たり実施本数を確認す

るものとする。

② シカ防護柵

設置延長等の確認については、測点間距離、支柱の高さ、支柱の間隔及びタレ部（裾）の長さを計測することにより確認するものとし、規格値及び検査密度については表2のとおりとする。

表2 出来形寸法検査基準

検査内容	規格値	検査密度
測点間距離	±5 / 100	全測点間数の10%以上
高さ	±50mm	全測点間数の10%以上
支柱の間隔	±100mm	全測点間数の10%以上
タレ部（裾）の長さ	-0mm	全測点間数の10%以上

③ 単木設置型獣害対策資材

本数検査法により標準地内の処理本数を把握し、1ha当たり実施本数を確認するものとする。

なお、13齢級以上の林木を対象とした単木設置型獣害対策資材を使用している場合は、標準地内の処理本数における使用割合を確認するものとする。

（倒木起こしの検査）

第28条 本数検査法により、標準地内の立木本数、処理本数を把握し、処理本数／立木本数により1ha当たり倒伏率を確認するものとする。

（衛生伐の検査）

第29条 衛生伐については、栃木県松くい虫防除事業検査内規（昭和56年11月6日制定）の伐倒駆除及び特別伐倒駆除の項の規定により検査するものとする。

（森林作業道の検査）

第30条 森林作業道の検査の規格値及び検査密度については表3のとおりとする。

表3 出来形寸法検査基準

検査内容	規格値	検査密度
路線延長	-10cm以上	延長概ね300mに1箇所以上、ただし、延長300m以下の場合は2箇所以上
幅員	-10cm以上	延長概ね300mに1箇所以上、ただし、延長300m以下の場合は2箇所以上
横断傾斜		延長概ね300mに1箇所以上、ただし、延長300m以下の場合は2箇所以上
標準単価が適用できる区間	標準単価適用の横断傾斜範囲以内	※標準単価が適用できる区間の場合は、連続する2測点の横断面で1

標準単価が適用できない区間	林道事業を準用	箇所とする。
簡易構造物		全箇所
標準単価が適用できる区間	標準断面図の基準寸法以上	
標準単価が適用できない区間	林道事業を準用し、定め の無いものは各部寸法 や機能等が設置の目的 を満たしていること	
その他		全箇所
その他構造物	林道事業を準用し、定め の無いものは各部寸法 や機能等が設置の目的 を満たしていること	
縦断勾配	作設指針の定める路線の縦断勾配について、明らかに疑義があるときは測点間の高低角を確認すること	

2 森林作業道の改良を実施した場合は、森林作業道台帳等により森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁整備課長通知。）第2の14の(4)の要件及び設計書の内容を確認するものとする。

(その他の検査)

第31条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第3節 現地確認

(現地確認の手法)

第32条 第2条の規定により現地確認を行う場合は、各作業種の申請面積が表4に掲げる面積等の施行地については、現地確認を省略することができる。

2 環境保全要領第1の1の(1)に規定する間伐及び更新伐以外の施行地であって、各作業種の1施行地が表4に掲げる面積等のものについては、作業種区分ごとに無作為に抽出し、申請件数の10%以上に相当する施行地にて、現地確認を行うものとする。なお、現地確認箇所の抽出については、無作為抽出の徹底に留意し、環境森林事務所及び矢板森林管理事務所における森づくり課及び林業経営課以外の職員が行うものとする。

表4 現地確認省略対象施行地面積等

作業種区分	面積等
人工造林、樹下植栽等 (伐採前特殊地拵え及び 特殊地拵えを含む)	1 h a 未満

下刈り	2 h a 未満
倒木起こし	
枝打ち	
除伐、保育間伐	
獣害防止施設等	
森林作業道	延長 1 k m 未満

- 3 間伐及び更新伐の施行地については、次の方法により抽出し、現地確認を行うものとする。
- ① 申請された総施行地数の 10% 以上に相当する施行地を現地確認箇所数とする
 - ② 抽出に当たっては、実施要領第別表 1 のイの申請内訳表に記載された申請単位数の 1 / 3 以上に相当する申請単位を無作為抽出し、抽出された申請単位から①で定めた施行地数に相当する施行地を無作為抽出する。
 - ③ ②で抽出した施行地数が、現地確認箇所数に満たない場合は、抽出する申請単位を追加し、その中から施行地を抽出する。
- 4 疑義が認められる申請については、第 2 項及び第 3 項の規定を適用しないものとする。

(現地確認の記録)

第 33 条 検査員は現地確認の資料として、実測図又は設計書に次の事項を朱書きしたものを検査調書に添付する。ただし、G N S S データが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱書きしたものと同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- ① 検出した測線及び数値
 - ② 標準地の位置及び標準地内で検出した数値
 - ③ 森林作業道の延長を測定した測点間及びその距離
 - ④ 森林作業道の幅員及び横断傾斜を測定した測点及びその寸法、数値
- 2 検査員は、検査員、検査を補助する者及び立会人並びに現地確認状況（測量成果の照合、植栽本数、伐採本数その他の確認状況）について、施行地毎に写真（撮影年月日・事業名・事業内容・施行地・樹種等を明記した看板を入れる。）を撮影し、検査調書に添付する。なお、これらの写真は、原則として G N S S データが記録されたものとする。

- 附 則 (昭和 5 3 年 4 月 2 1 日制定)
- 附 則 (昭和 5 4 年 7 月 9 日改正)
- 附 則 (昭和 5 4 年 1 2 月 2 8 日改正)
- 附 則 (昭和 5 7 年 6 月 2 9 日改正)
- 附 則 (平成 2 年 9 月 7 日改正)
- 附 則 (平成 9 年 5 月 1 日改正)

附 則 (平成 11 年 6 月 1 日改正)

附 則 (平成 12 年 6 月 1 日改正)

附 則 (平成 16 年 7 月 26 日改正)

附 則 (平成 21 年 4 月 21 日改正)

附 則 (平成 23 年 7 月 8 日改正)

附 則 (平成 24 年 11 月 28 日改正)

この内規は、平成 24 年 12 月 1 日以降申請の事業から適用する。

附 則 (平成 25 年 5 月 15 日改正)

この内規は、平成 25 年度事業から適用する。

附 則 (平成 26 年 5 月 30 日改正)

この内規は、平成 26 年度事業から適用する。

附 則 (平成 27 年 9 月 1 日改正)

この内規は、平成 27 年度事業から適用する。ただし、第 23 条第 2 項及び第 28 条②の規定にあっては、平成 27 年 10 月 1 日以降申請の事業から適用する。

附 則 (平成 28 年 9 月 1 日改正)

この内規は、平成 28 年 9 月 1 日以降申請の事業から適用する。

附 則 (平成 30 年 8 月 7 日改正)

この内規は、平成 30 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 元年 6 月 27 日改正)

この要領は、令和元年度申請の事業から適用する。

栃木県森林作業道整備事業竣工検査内規(平成 23 年 7 月 8 日林振 241 号環境森林部長通知)は廃止する。

附 則 (令和 2 年 6 月 1 日改正)

この要領は、令和 2 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 3 (2021) 年 3 月 26 日改正)

この要領は、令和 3 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 3 (2021) 年 6 月 1 日改正)

この要領は、令和 3 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 4 (2022) 年 5 月 20 日改正)

この要領は、令和 4 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 5 (2023) 年 7 月 10 日改正)

この要領は、令和 5 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 6 (2024) 年 5 月 20 日改正)

この要領は、令和 6 年度申請の事業から適用する。